



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年 6月号 No.121

<ごあいさつ>

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。

<インボイス制度について>

令和5年4月に消費税法等の一部が改正され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して所要の見直しが行われました。

①小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

基準期間の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者が対象で、売上税額の2割を納付することが可能（対象期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間）

②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

基準期間の課税売上高が1億万円以下の事業者が対象で、**少額取引（税込1万円未満）**について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能（対象期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ）

③少額取引の返還インボイスの交付が不要

返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、少額取引（税込1万円未満）については、交付義務が免除（対象期間：適用期限はなし）

④登録申請書提出期限の運用の柔軟化

令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能。

※免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aが、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省共同で取りまとめて公表されています。また、独占禁止法違反につながる恐れのある事例が複数確認されたとして、公正取引委員会による注意事例が、5月18日、同会サイトで公表されましたので、ご参考下さい。

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

<6・7月の税金関係>

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日まで
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付（第2期分）・・・7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで

<若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

今年のGWは、2泊3日で京都・奈良に行きました。どの交通機関もほぼ満車で、外国人観光客もとても多かったです。また、奈良では鹿の多さにもびっくりしましたが、東大寺・大仏は圧倒的で感動しました。

先月は、小学校の運動会でした。土曜日に午前中だけでしたが、4年ぶりに全学年合同での開催でした。今年は低・中・高学年にそれぞれ参加だったため、ビデオカメラを片手にずっと応援でした。ちなみに、リレー選手に選抜されず、徒競走は年齢順に3位・2位・1位でした。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

